

日本における溯河性魚種の漁獲に関する一考察

——国連海洋法条約第66条2項との関連において——

牛尾裕美

A Study on Fishing for Anadromous Species in Japan

——with respect to Paragraph 2 of Article 66 of the 1982 Law of the Sea Convention——

Hiroshi USHIO

Abstract

Paragraph 2 of Article 66 of the United Nations Convention on the Law of the Sea (hereafter, UNCLOS) provides that the State of origin of anadromous stocks shall ensure their conservation by the establishment of appropriate regulatory measures for fishing in all waters landward of the outer limit of its exclusive economic zone and for fishing provided for in paragraph 3(b) and that The State of origin may, after consultations with the other states referred to in paragraphs 3 and 4 fishing these stocks, establish total allowable catches for stocks originating in its rivers. This paragraph is interpreted as meaning the state of origin of anadromous stocks has an obligation to establish appropriate regulatory measures for fishing, including establishing total allowable catches, in its exclusive economic zone (hereafter, EEZ) to ensure their conservation. So, this paper examines Japanese practices about fishing for anadromous stocks and to what extent the provision of Art. 66(2) is followed by Japan.

The fishing for anadromous species by Japanese is done within Japan's EEZ and Russia's EEZ. In the former EEZ the anadromous species originating in Japanese rivers are fished and in part those originating in Russian rivers are fished. In the latter EEZ the anadromous species originating in Russian rivers are fished by Japanese by permission. At present the anadromous stocks originating in both Japanese and Russian rivers are abundant owing to the progress of artificial hatching techniques and the good conditions of the habitat of anadromous species in the North Pacific. Therefore, at least currently it doesn't seem necessary to establish total allowable catches. However, because the conditions of anadromous stocks rely greatly on the marine ecological system of the North Pacific, many-faceted studies on the marine ecosystem of the North Pacific by the states concerned are strongly needed.

目次

- I. はじめに
- II. 日本の排他的経済水域における溯河性資源の取扱い
 - A. 日本を母川国とする溯河性資源
 - B. ロシアを母川国とする溯河性資源
- III. おわりに

I. はじめに

1982年に採択された国連海洋法条約において、排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone) [以下、EEZ と略称] 内での天然資源—生物・非生物—に対し、沿岸国の主権的権利が承認された [同条約第56条(a)] が、非生物資源については、沿岸国は自国のためのみに完全利用 [開発]—従って保存の義務なし—できるのに対し、生物資源については最適利用 [同条約第62条] と保存 [同条約第61条] の義務を有す

る。なぜ同じ主権的権利を定めながら生物資源に対してのみ保存の義務を謳ったのであろうか。その理由として考えられるのは、生物資源は、人類にとっての直接的に重要な食糧としての地位を有しており、保存により半永久的に再生産が可能なるものであるという認識があったからではないであろうか。同時に、沿岸国にとっては、開発し尽くすよりは、保存による再生産により、自国の食糧自給とともに輸出による経済的利益を生む重要な商品の価値を有する面もあろう。またこの広大な EEZ 内の生物資源—主としては漁業資源—を乱獲の状態に放置すれば、海洋の生物の生態系バランスを崩し、地球の7割を占める海洋の環境変化をもたらし、畢竟人類への悪影響となって現われる可能性を持つ。特に短期的には、主として米国の目指す海産哺乳動物の保護も脅かされることになる。小田教授によれば、上記の条約第61条にいうような EEZ 内での生物資源の保存概念が登場するのは、第三次国連海洋法会議の1974年の東欧、アメリカの提案においてで

2003年10月1日受理

* 東海大学海洋学部地球環境工学科

あるとされ、その意図を「アメリカなどをふくめて初期には二百カイリ水域に消極的、むしろ反対でさえあった先進国が、排他的経済水域の制度化の趨勢に対し、生物資源の保存の義務を沿岸国に課そうとしたものと言える。」と解されている¹⁾。これはやはり発展途上国を中心とした沿岸国による広大な EEZ という漁業独占水域における生物資源の乱獲を懸念しての当該条文の挿入と考えてよいであろう。

この保存義務は、溯河性資源についても当てはまると言えよう。溯河性資源については上記の条約第66条に規定されているが、その第2項において、当該資源の母川国は、「自国排他的経済水域の外側の限界より陸地側のすべての水域における漁獲及び3(b)に規定する—母川国以外の漁獲国の経済的混乱を最小のものに止める—(筆者) 漁獲のための適当な規制措置を定めることによって溯河性資源の保存を確保する。」ことになっている。またこの保存を確保するに当たっての重要な要素としての当該資源の総漁獲可能量 (Total Allowable Catches) [以下、TAC と略称] を母川国は決定するが、それに当たり母川国は、EEZ の内外において漁獲を行っている関係国—特にそれらの国の経済的混乱に配慮して—と協議を行うものとされる。

国連海洋法条約に従えば、EEZ を設定した沿岸国は、当該水域内の生物資源について、その最大持続生産量 (Maximum Sustainable Yield) [以下、MSY と略称] を維持できる総漁獲可能量 (TAC) を決定することにより、当該資源の保存を確保 [同条約第61条] しながら、同時にその最適利用の促進も義務づけられる [同条約第62条] ことにより生物資源の人類による有効利用という原則が定められたものと言えよう。EEZ の内外を問わずその母川国が第一義的利益と責任を有する溯河性資源についても、同条約第66条2項の規定から推察されるように、少なくとも EEZ 内においては、上述の保存と最適利用の原則が適用されるように思われる。本稿では、国連海洋法条約諸規定の当事国による受容という観点から同条約第66条 [特に第2項] に関する日本の国家実行を検討することにより、当該規定の検証と明確化を図ることを目的とする。

II. 日本の排他的経済水域における溯河性資源の取扱い

国連海洋法条約によれば、溯河性資源 (anadromous stocks) の母川国が、当該資源に対する「第一義的利益及び責任」(the primary interest in and responsibility for) を有する [同条約第66条1項]。溯河性魚種は、一般的に母川国の EEZ のみならず、それを越えて広範囲に亘って回遊するため、この「第一義的利益及び責任」は、当該母川国の EEZ の内外に及ぶことになる。尤も溯河性資源の漁獲は、原則として EEZ の外側の限界より陸地側の水域においてのみ行われる [同条約第66条3項(a)]。一般的に、溯河性資源の漁獲は、当該魚種が母川に回帰する際にその沿岸域で行われることに鑑みれば、沿岸国である母川国が上記の「第一義的利益」及びその EEZ における主権的権利 [同条約第56

条] に基づき、当該魚種の排他的開発権を有することになる。ただその場合、上記の「責任」及び「生物資源の保存」[同条約第61条] の規定に従い、母川国は漁獲のための適当な規制措置を定めることによって当該資源の保存を確保する義務を負い、これに関連して当該資源の総漁獲可能量 (TAC) を定めることができる [同条約第66条2項]。尤もこの総漁獲可能量の決定に当たっては、母川国の EEZ の内外における第66条3項、4項に該当する当該資源の他の漁業国との協議が前提となっており [同条約第66条2項]、科学的証拠を考慮した最大持続生産量の維持に基づく漁獲可能量の決定を定めた第61条とは異なった規定振りとなっている²⁾。

A. 日本を母川国とする溯河性資源

溯河性資源の代表であるサケは、一般的に秋に自分の生まれた河川に戻って産卵し、受精卵が孵化した後、翌春稚魚となり成熟するとともに海に降り、1～8年の間海洋生活を送り、海で十分成長したサケは母川に回帰して産卵後一生を終える。このようにサケ類が淡水で産卵した後、海洋へ降って餌を捕り、成長して母川回帰することを「溯河回遊」と呼んでおり、この溯河回遊魚 (87種)—溯河性魚種—は、北半球の高緯度地方に多く分布している。この魚種に属するのが、サケ・マスであるが、日本では長年重要な食料として用いられてきたシロザケのみを「サケ」と呼び、その他のサケ、マスは「マス」と表現されてきたと言われ、近年までギンザケやベニザケは、それぞれギンマス、ベニマスと呼ばれ、サクラマス、マスノスケ (キングサーモン) は現在なおマスと言われているとのことである³⁾。

サケ目のサケ科魚類は、世界で11属66種に分類され、日本に自然分布している主な種は、イトウ属、イワナ属、サルモ属及びサケ属のいずれかに含まれる⁴⁾。本稿に關係するサケ属魚類は、世界に現在8～14種存在すると考えられており、日本に關係する代表的な種類として、サクラマス、ギンザケ、マスノスケ、ベニザケ、シロザケ (サケ)、カラフトマス、ニジマス及びカットスロートトラウトが挙げられよう。なお日本に分布しているサケ属は、サクラマス、ベニザケ (ヒメマス)、シロザケ、カラフトマス及びニジマス (1877年に米大陸より移入された外来種) の5種類と言われる⁵⁾。従って本稿で溯河性魚種と言う場合、主にこれらのサケ属の種類を指すものとする。

日本で最初にサケ (シロザケ) の母川回帰性の記載が見られるのは、1712年の『和漢三才図絵』と言われ、その頃にはシロザケの繁殖保護による漁獲が行われていたと推察される。実際、1750年頃より東北、北海道において、自然の繁殖保護方法—一定の産卵魚を確保するまで漁業規制を行い、河川の生産力に合致した適正な数の産卵親魚を遡上させて自然に産卵させ、生まれた幼稚魚を保護する—が行われ、かなりの成果—1884年には三面川 [新潟県] に約74万尾のシロザケが遡上—を挙げている⁶⁾。一方サケの人工孵化技術—ヨーロッパで開発され、米国で基本的な技術が完成されたと言われる—が、1876年に日本に導入され、1888年に千歳中央孵化場 [北海道] が建設されるに及び、この時期より日本は、

サケの増殖・養殖方法を従来の自然繁殖保護方法から人工孵化放流方法へと転換していき、日本独自の技術が進展していったと言われる⁷⁾。尤も1889年には、自然産卵による野生のシロザケが北海道では過去最高の漁獲（1100万尾）を見たが、皮肉にもその後人工孵化放流事業が本格化するにつれ、孵化放流技術・運営方法の未熟さ、密猟・乱獲等により、漁獲量は減少していき [1900～1960年代にかけて年間300～500万尾]、更に1960年代以降の日本の経済開発に伴う自然環境の悪化により、サケ科を中心とした北海道の淡水魚は著しく減少する。しかし北海道の孵化場の研究者達による河川の水質改善等の河川の生態系保護の努力、更にまた孵化放流技術の進歩と北太平洋の生息環境の好転により、1970年代後半以降北海道のシロザケの回帰量は飛躍的に増加 [1990年代には年間4千万尾を超える] したと言われる⁸⁾。

現在（2003年）、日本での溯河性魚種の増殖は、ほぼすべて人工孵化放流方法によるものであり、当該魚種の放流河川は、日本海側では石川県以北、太平洋側では茨城県以北の11の道県に及ぶ⁹⁾。そこでの主な放流魚種は、シロザケ、サクラマス、カラフトマス、ベニザケであり、放流数は、シロザケが圧倒的に多く、次いでカラフトマス、サクラマス、ベニザケとなっている¹⁰⁾。これら日本を母川国とする溯河性魚種のうち、シロザケ、カラフトマス、サクラマスの漁獲は、主として日本の沿岸域において行われている。このうち放流数に比例して最も漁獲量の多いシロザケ—産卵後2～7年で成熟—は、産卵の翌年の春に幼稚魚となって降海し、オホーツク海から北太平洋西部、ベーリング海、更にはアラスカ湾へと広範囲に亘って回遊し、成熟するとカムチャッカ半島—千島列島沿いに南下して、秋から冬にかけて日本の母川に回帰すると言われる¹¹⁾。当該シロザケの漁獲は、この回帰途上の日本の沿岸域で行われ、1996年に過去最高の漁獲量を記録した後やや減少傾向—1999年では、157,909トン—にあるが、資源量は歴史的に見て高い水準にあるとされる¹²⁾。同じくシロザケに次いで漁獲量の多いカラフトマス—受精後2年で成熟—は、春に稚魚となって放流直後降海するが、海洋での初期の回遊経路についてはまだよく把握されておらず、この日本を母川国とするカラフトマスは北西太平洋に分布し、夏から秋にかけて日本の母川に回帰すると言われる。このマスの漁獲も母川回帰途上の日本の沿岸域で行われ、シロザケと同様1996年に過去最高の漁獲量を上げたが、翌年は急激に減少 [前年の半分以下] する等、概して奇数年は漁獲量は少なく—1999年は10,266トン [前年の約6割弱]—、1年毎の変動が激しいと言える。とはいえこのマスの資源量も最も高い水準にあると言われる¹³⁾。なおこれらシロザケ、カラフトマスの漁獲は、いずれも夏から冬に、主に北日本沿岸において定置網により行われ、その後河川に遡上した残りの親魚は、人工孵化のためにほぼすべてが捕獲される¹⁴⁾。当該シロザケ、カラフトマス両種の沿岸漁獲量は、日本を母川国とする溯河性資源の全沿岸漁獲量のおよそ99%以上を占めており¹⁵⁾、上述したように両種の資源状態は歴史的に最高水準にあることに鑑みれば、先に見たように日本の孵化放流技術の改善と北太平洋における生息環境の現状維持が確保され

る限り、日本を母川国とする溯河性魚種に関しては、国連海洋法条約第66条2項に規定された総漁獲可能量（TAC）を定める必要は、少なくとも現在においては無いと言えよう。

B. ロシアを母川国とする溯河性資源

日本が、シベリアとカムチャッカの沿岸でサケ漁業を開始したのは、17世紀の初めであったと言われる¹⁶⁾。その後日露戦争後に締結されたポーツマス講和条約（1905年）により、日本はロシア領土内に漁業区を借り、サケ・マス定置網漁業を行う権益を認められたが、1917年のロシア革命により誕生したソ連による資源ナショナリズムの影響を受け、1929年には流し網を用いる北洋サケ・マス母船式漁業を発足させ、沖取り漁業へと転進していったとされる。このサケ・マス沖取り漁業は、第2次大戦中・戦後の1時期（1942～51年）の休止の後、1952年のサンフランシスコ平和条約発効後に北西太平洋の公海域において再開されるに至った¹⁷⁾。当時漁獲対象となった主な溯河性魚種は、ベニザケ、シロザケ、カラフトマス、ギンザケ、マスノスケの5種類であり、産卵回遊途上にある成魚だけでなく、翌年以降成熟する成育途上の未成魚も含まれており、その漁獲の主要部分は、ソ連の極東地方の河川を起源とする—その他、アラスカと日本の河川を起源とするシロザケも含まれていた—ものであったと言われる¹⁸⁾。

こういった母船式を中心とする沖取り漁業の大規模化が1955年にはピークを迎え、それとともにソ連極東地方へのサケ・マスの回帰量の急激な減少をもたらし、ソ連は、1956年に極東地方の領海に接続する公海においてブルガーニン・ライン—サケ・マス資源の保護と漁獲調整を目的として、当該海域内でのサケ・マスの漁獲制限と操業への特別許可の必要—を一時的に設定するに至り、同年「日ソ漁業条約」—サケ・マスに関しては、公海に規制区域を設け、その区域内において更に漁業禁止区域、漁期、漁具等に加えて年間総漁獲量も決定される—の締結を見る¹⁹⁾。その後ソ連は、1976年の200海里漁業水域の設定に伴い、「日ソ漁業条約」の破棄を通告し、サケ・マスに関しては、1978年に「日ソ漁業協力協定」—日本漁船によるソ連を母川国とするサケ・マスの漁獲等に関する協議の基礎となる協定—が締結されたが、1984年にはソ連がEEZを設定し、当該協定もソ連側の終了通知により失効し、難航の末1985年に新しい「日ソ漁業協力協定」が締結されるに至った。なお1988年にはソ連は、日ソ漁業合同委員会の年次会議において、1992年までの出来るだけ早い時期に公海でのソ連を母川国とするサケ・マスの漁獲を停止するようとの声明を行った²⁰⁾。そして、「北太平洋の公海漁業に関する国際条約」（日米加漁業条約）[1952年締結；1953年発効]の発展解消に伴い、1992年に締結された「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」（以下、日米加漁業条約と略称）—沿岸国の200海里水域を越えた北緯33度以北の北太平洋及びその隣接海域における条約特定の溯河性魚類の捕獲禁止等を定める—の発効 [1993年2月16日]により、戦後40年間行われてきた北太平洋の公海におけるサケ・マス漁業は終止符を打つに至った。

このように、日米加口漁業条約により北太平洋公海でのサケ・マス漁業は行えなくなったが、上記の「日ソ漁業協力協定」—1985年5月12日署名；同年5月13日発効—²¹⁾に基づき、ロシアを母川国とする溯河性魚種の漁獲をロシア及び日本のEEZ内において行っている。本協定は、「北西太平洋の生物資源の保存、再生産、最適利用及び管理のための漁業の分野における科学的調査の重要性に留意し、漁業の分野における互恵的協力を発展させること」を目的としており〔前文〕、本文の主たる規定は以下の通りである。

- (1) 両国は、溯河性魚種の母川国が、当該魚種に関し第一義的利益及び責任を有することを認める〔第2条1項〕。
- (2) 両国は、溯河性魚種の母川国がそのEEZの外側の限界より陸地側のすべての水域における当該魚種の漁獲及びEEZの外側の水域における当該魚種の漁獲に対する適当な規制措置を定めることによって当該魚種の保存を確保することを認める。また両国は、母川国が、EEZの外側の水域において母川国との合意に基づき母川国の溯河性魚種の漁獲を行っている国並びにEEZの水域内に入るか又はこの水域を通過して回遊する当該魚種の保存・管理について母川国と協力しながら当該魚種の漁獲を行っている国と協議の上、当該魚種の総漁獲可能量を定めることができることを認める〔第2条2項〕。
- (3) 両国は、溯河性魚種の漁獲が、EEZの外側の限界より陸地側の水域においてのみ行われる（この規定の適用が母川国以外の国に経済的混乱をもたらす場合を除く。）ことを認める〔第2条3項(1)〕。
- (4) 両国は、EEZの外側の水域における溯河性魚種に関する規制の実施は母川国と他の関係国との合意によることを認める〔第2条4項(1)〕。
- (5) 両国は、いずれか一方の国の川に発生する溯河性魚種の保存、再生産、最適利用及び管理のために必要な科学的調査の実施、共同計画の作成・実施及び資料（当該魚種の起源に関する資料を含む。）の交換について協力する〔第2条8項〕。
- (6) 両国は、第三国の漁船が、北西太平洋のEEZの外側の水域において他方の国の川に発生する溯河性魚種の漁獲活動を行い、当該魚種の保存、再生産、最適利用及び管理に好ましくない影響を与えていることを知ったときは、当該漁業活動について他方の締約国政府の注意を喚起する。両締約国政府は、必要に応じ、当該漁業活動の防止に関し協議する〔第2条9項〕。
- (7) 両国は、漁業の分野における科学的調査、特に北西太平洋の生物資源の保存、再生産、最適利用及び管理のために必要な科学的調査の実施について協力する〔第3条1項〕。
- (8) 本協定のいかなる規定も、海洋法の諸問題についてのいずれの締約国政府の立場又は見解をも害するものと見なしてはならない〔第8条〕。

また、以上の内容を含む本協定の目的を達成するために、日ソ〔ロ〕漁業合同委員会が設置される。本委員会は、各政府任命の代表1名、代表代理2名以内により構成され、少なく

とも年1回交互に両国において開催される〔以上、第7条1～3項〕。なお本委員会の任務は、第2条の規定に関連する問題に関し協議を行うとともに、本協定の実施に関連するその他の問題につき検討することとなっている〔第7条4項〕²²⁾。本協定は、北西太平洋の生物資源全体の保存・利用・管理に関する協力を含む漁業の分野における互恵的協力の発展〔第1条〕を目的として締結されたものであるが、日ソ〔ロ〕漁業合同委員会の任務にも特記されているように、実質的には、第2条〔本協定の最も長い部分〕に規定された溯河性魚種に関する協定と言えよう。また本協定の前文にもあるように—「海洋法に関する国際連合条約が採択されたことを考慮し」—、本協定は、1982年の国連海洋法条約の成立が大きな契機になるとともに多大な影響を及ぼしていると言える。それは、第2条の規定振りが、本協定締結当時未発効であった国連海洋法条約の第66条〔溯河性資源〕の規定をほぼそのまま踏襲していることから窺える。これは1970年代後半からの溯河性資源に対する母川国主義の大きな流れを背景としたソ連側の立場が色濃く反映されたものと言える²³⁾。なお本協定は、1987年12月31日までの効力〔第8条1項〕とされているが、両国のいずれかが有効期間満了の日の6ヶ月前までに本協定の終了意思を書面により相手国に通告しない限り、順次1年間効力を存続する〔第8条2項〕。

上記の協定の第2条、特にその第2項、3項—ソ連を母川国とする溯河性魚種のソ連EEZの内外での当該魚種の日本による漁獲規定—に基づき、日本は、ソ連を母川国とする溯河性魚種の漁獲をソ連のEEZの内外及び日本のEEZ内において、日米加口漁業条約の署名される前年（1991年）まで認められてきた。同年まで漁獲されてきた魚種は、漁獲量の多い順に、カラフトマス、シロザケ、ベニザケ、ギンザケ、マスノスケの5種類である—1988年のみギンザケがベニザケをわずか（5トン程度）上回っている²⁴⁾。また総漁獲量は、本協定締結年の1985年の37,600トンピークに漸減し、公海での漁獲が終了した1991年には9,000トンとなっていた²⁵⁾。この期間の各年の総漁獲量が、日本を母川国とする溯河性資源の総漁獲量との合計に占める割合は、約17%（1985年）、約12%（1986年）、約12.6%（1987年）、約8%（1988年）、約7%（1989年）、約4%（1990年）、約3.9%（1991年）となっており²⁶⁾、日本における溯河性魚種全体の漁獲量に占める地位は低くなっていたとは言えよう。一方、公海での漁獲が停止されるに伴い、その翌年（1992年）からは、日本のEEZ内でのロシアを母川国とする溯河性魚種の漁獲は、本協定の日ソ漁業合同委員会で引き続き協議されるのに対し、ロシアEEZ内での日本による漁獲については、ロシア連邦漁業国家委員会と日本の民間漁業団体である全国鮭鱒流網漁業組合連合会等3団体との協議によるとされる²⁷⁾。まず日本のEEZ内での漁獲についてであるが、対象魚種は、カラフトマスとシロザケ—漁獲量はカラフトマスの10分の1程度—のみであり、両種の漁獲量は、1993年以降大体4,000～5,000トンで推移している²⁸⁾。これに対し、ロシアのEEZ内での日本漁船による漁獲量は、1992年から1997年までは、1994年（18,000トン台）を除き20,000トン台を維持してきたが、

1998年以降は、20,000トンを超え、2001年には11,523トンとなっている²⁹⁾。1992年以降の日本およびロシアのEEZ内での上記の総漁獲量が、これを含めた日本の溯河性資源の全漁獲量に占める割合は、1992年の13%をピークに1999年まで大体10%前後で推移している³⁰⁾。特にロシアのEEZ内での漁獲量は、日本のEEZ内でのソ連を母川国とする当該魚種の漁獲量の3~4倍(1998~2001年)に当たる点からも、ロシアのEEZ内での操業は日本の漁業産業にとって軽視できない地位にあると言えよう。なお、本協定の第2条3項(2) [国連海洋法条約第66条3項(c)とほぼ同文]—日本がロシアを母川国とする溯河性魚種の再生産のための措置に参加し、その経費を負担している場合には、当該魚種の漁獲についてロシアは特別の考慮を払う—に基づき、日本は溯河性魚種の保存のための漁業協力費として、1991年までは毎年数十億円を負担していたが、1992年(4億円強)を除いて、1993年以降は年平均7億円前後を支出している³¹⁾。

III. おわりに

これまで見てきたように、日本による溯河性魚種の漁獲は、日本を母川国とする魚種については、日本のEEZ内の沿岸域において、ロシアを母川国とする魚種に関しては、ロシアのEEZ内及び日本のEEZ内の両水域において行われている。日本を母川国とする魚種は、その殆どが人工孵化放流により管理されており、漁獲量も現在のところ年により変動はあるものの、その資源量は歴史的に見て高い水準にあるとの評価がなされている。従って、現在の資源状態が維持される限りでは、国連海洋法条約第66条2項に規定された溯河性資源の保存を確保するための総漁獲可能量(TAC)の決定を行う必要はないと言えよう。一方ロシアを母川国とする溯河性魚種については、1987年以降毎年更新されている「日ソ [ロ]漁業協力協定」に基づき、両国の河川に発生する溯河性魚種の保存・再生産・最適利用・管理に必要な科学的調査の実施等の協力 [同協定第2条8項] を行っており [表IIを参照]、これらの科学的証拠を踏まえて、ロシアを母川国とする溯河性魚種の漁獲可能量を算定しているであろうこと、また当該魚種は、北太平洋を回遊する点において日本を母川国とする溯河性魚種と同じであり、同時に日本の当該魚種の資源状態が良好なことと併せて鑑みれば、ロシアを母川国とする溯河性魚種についても総漁獲可能量(TAC)を取って定める必要性は認められないようにも思える³²⁾。ただ上記の溯河性魚種の資源量が豊富なのは、人工孵化放流技術の進歩と北太平洋の生息環境の好転に負うところが大きいとされる³³⁾。従って、日本およびロシアを母川国とする溯河性魚種とアラスカ等の米国、カナダを母川国とする当該魚種が混交する北太平洋の生息環境の状況次第により、当該魚種の漁獲量は大きく変動する可能性を秘めている。実際近年において、母川に回帰する当該魚種の小型化と高齢化が指摘されており³⁴⁾、これらの現象の解明も含めて、今後も当該魚種の保存と最適利用を維持するためにも、関係国全体による北太平洋の海洋生態系を多角的視点から研究するための協力体制の確立が求

められよう。

註

- 1) 小田 滋 『注解国連海洋法条約 上巻』有斐閣(昭和60年)、202頁。
- 2) 小田教授も、当該資源の総漁獲可能量の決定を科学的証拠にではなく、関係漁業国との協議にかからしめていることについて疑義を呈されている。小田 滋 前掲書、219頁。
- 3) 帰山雅秀 『最新のサケ学』成山堂書店(平成14年)、16-19頁、20-21頁、2頁、[以上、本文での引用順]。なお、溯河性魚種と類似した回遊を行う魚種としてアユが挙げられるが、「アユのように河川で孵化した後に海へ降りて生育し、河川へ遡上してさらに成長してその後産卵する」ことを「両側回遊」として区別されており、この両側回遊魚には、河川で産卵する淡水性両側回遊魚—アユ—と、海で産卵して稚魚期を河川中下流域で過ごす海水性両側回遊魚—スズキ—とに分けられている。この両側回遊魚(34種)は、中緯度の冷温帯域に分布すると言われる。帰山 雅秀 前掲書、20-21頁。
- 4) 帰山雅秀 前掲書、6頁。
- 5) 帰山雅秀 前掲書、6頁。またサケ属以外で日本に分布する主なサケ科魚類は、イトウ属ではイトウ、イワナ属ではオシロコマ、アメマス、イワナ、カワマス [外来種]、サลม属ではタイセイヨウサケ [外来種]、ブラウントラウト [外来種] 等が挙げられている。帰山 雅秀 前掲書、7頁。
- 6) 帰山雅秀 前掲書、96頁。
- 7) 帰山雅秀 前掲書、96頁。当時サケの漁業資源量は、比較的多かったにも拘らず、増殖方法をすべて人工孵化放流に転換した理由として、次の点が指摘されている。つまり「社会的背景として、富国強兵や欧米からの技術導入など、時の明治政府の政策に加えて、種を蒔き、育成し、収穫するという日本人の農耕民族としての体質や気質に、人工孵化放流法がよくマッチしたためではないか」ということである。帰山雅秀 前掲書、97頁。
- 8) 帰山雅秀 前掲書、97-100頁。
- 9) 水産庁の栽培養殖課より聴取。「さけ・ます増殖河川と孵化場マップ」
http://www.salmon.affrc.go.jp/zousyoku/map/river_hatchery_map.htm。
- 10) 「主な放流魚種」
<http://www.salmon.affrc.go.jp/zousyoku/4gyoshu.htm>。
「北太平洋各国のさけ・ます資源と増殖」
<http://www.salmon.affrc.go.jp/zousyoku/kakkoku/kakkoku.htm>。
- 11) 水産庁 増殖推進部/独立行政法人 水産総合研究センター、「国際漁業資源の現況」(平成14年3月)、「35. サケ(日本系)」
<http://kokushi.job.affrc.go.jp/H13genkyou/shigenlistco.htm>。帰山 雅秀 前掲書、52-55頁。
- 12) 水産庁 増殖推進部/独立行政法人 水産総合研究センター、「国際漁業資源の現況」(平成14年3月)、「35. サケ(日本系)」
<http://kokushi.job.affrc.go.jp/H13genkyou/shigenlistco.htm>。
- 13) 水産庁 増殖推進部/独立行政法人 水産総合研究センタ

- 一、「国際漁業資源の現況」(平成14年3月)、「34. カラフトマス(日本系)」
<http://kokushi.job.affrc.go.jp/H13genkyou/shigenlistco.htm>.
- 14) 水産庁 増殖推進部/独立行政法人 水産総合研究センター、「国際漁業資源の現況」(平成14年3月)、「34. カラフトマス(日本系)」,「35. サケ(日本系)」
<http://kokushi.job.affrc.go.jp/H13genkyou/shigenlistco.htm>.
- 15) 水産庁 増殖推進部/独立行政法人 水産総合研究センター、「国際漁業資源の現況」(平成14年3月)、「34. カラフトマス(日本系)」,「35. サケ(日本系)」
<http://kokushi.job.affrc.go.jp/H13genkyou/shigenlistco.htm>.
- 16) Bryan, Kelly R., "Swimming Upstream: Trying To Enforce the 1992 North Pacific Salmon Treaty," *Cornell International Law Journal*, Vol. 28, 1995. 1, p. 246.
- 17) 佐野 蘊『北洋サケ・マス沖取り漁業の軌跡』成山堂書店(平成10年), はしがき, 1頁.
- 18) 佐野 蘊 前掲書, 2頁.
- 19) 佐野 蘊 前掲書, 3頁. 山本 草二 『国際漁業紛争と法』玉川大学出版部(昭和51年), 87頁.
- 20) 佐野 蘊 前掲書, 10-11頁. DeReynier, Yvonne L., "Evolving Principles of International Fisheries Law and the North Pacific Anadromous Fish Commission," *Ocean Development & International Law*, Vol. 29, No. 2, 1998, p. 149.
- 21) 正確には、「漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」, 1991年12月より, 日本とロシア連邦との間で引き続き有効. 『漁業に関する国際条約集』水産庁監修 平成7年版 新水産新聞社, 479頁. なお, 日米加口漁業条約の英和対照条文については, 前掲書の3-18頁を参照.
- 22) 『漁業に関する国際条約集』水産庁監修 平成7年版 新水産新聞社, 479-482頁.
- 23) 実際, 本協定の交渉において, 母川国としてのソ連の立場と伝統的漁業国としての日本の立場が鋭く対立したと言われる. 佐野 蘊 前掲書, 11頁.
- 24) なお, 1988年以降は, ベニザケ, ギンザケ, マスノスケは公海のみ漁獲となっている. 水産庁『2002年日口漁業関係資料』2002年6月, 25頁.
- 25) 水産庁『2002年日口漁業関係資料』2002年6月, 24-25頁.
- 26) 水産庁『2002年日口漁業関係資料』2002年6月, 19頁.
- 27) 水産庁『2002年日口漁業関係資料』2002年6月, 18頁.
- 28) 因みに, 委員会で決定された2002年の日本漁船による漁獲可能量は, 4,100トンであり, 魚種別には, カラフトマスー3,090トン, シロザケー360トンとなっている. また水域別には, 太平洋側が3,450トン, 日本海側が650トンである. 水産庁『2002年日口漁業関係資料』2002年6月, 18頁.
- 29) 水産庁『2002年日口漁業関係資料』2002年6月, 20-21頁. なお, ロシアのEEZ内において日本漁船が漁獲を行っている溯河性魚種は, シロザケ, ベニザケ, カラフトマス, ギンザケ, マスノスケの5種類であり, このうちシロザケ, ベニザケの漁獲量が最も多く, ギンザケ, マスノスケの漁獲量は少ないとのことである. 水産庁 資源管理部 国際課 北方班より聴取.
- 30) 水産庁『2002年日口漁業関係資料』2002年6月, 20-21頁. 水産庁 増殖推進部/独立行政法人 水産総合研究センター, 「国際漁業資源の現況」(平成14年3月)、「34. カラフトマス(日本系)」,「35. サケ(日本系)」
<http://kokushi.job.affrc.go.jp/H13genkyou/shigenlistco.htm>.
- 31) 1996年からは, 協力費の上限と下限を定め, その範囲内で漁獲実績に応じて金額を決定する方式を採用している. 水産庁『2002年日口漁業関係資料』2002年6月, 27頁.
- 32) ロシアの極東地方への溯河性資源の帰流量は, 日本による公海での沖取りが縮小されるにつれ増加していき, 従来水準に回復・安定していったとの見解もある. 佐野 蘊 前掲書, 10頁.
- 33) 帰山 雅秀 前掲書, 100頁.
- 34) 帰山 雅秀 前掲書, 88-93頁.

要 旨

本稿では, 沿岸国に認められた広大な資源水域であるEEZにおいて, 人類全体にとっても重要性を持つ生物資源に関する沿岸国の管理義務—生物資源の保存と最適利用の原則—が, どのように実施されているかを国家実行を通して検討することにより, 当該規定の明確化を試みることを目的とする. この関係で本稿が取り上げたのは, 国連海洋法条約の第66条に規定された溯河性資源である. 当該資源に対する母川国の管理措置(増殖の労力と費用)を尊重して, 母川国の当該資源に対する優先権—「第一義的利益」—が認められていると言えるが, 当該資源は, 母川国のEEZを越えて公海の広い範囲を回遊しており, その意味では国際公共性を有する資源とも言えよう. そういった点からも, 母川国は「第一義的利益」とともに「責任」, つまり当該資源を保存する義務[同条約第66条2項]を有しているのである. 本稿では, 日本におけるこの保存措置の検討を行ったが, 当該資源の管理は, 少なくとも放流までは優れた人工孵化技術により確保されているとも言えよう. ただ当該資源の漁獲量は, その成熟する広大な北太平洋の海洋生態系に大いに依存している. その意味で当該海域の環境収容力の問題が本規定の将来に大いに関係する.

日本における溯河性魚種の漁獲に関する一考察

表I さけ・ます漁獲量の推移

単位：トン

	1985年		1986年		1987年		1988年		1989年		1990年		1991年		
	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績	
政府間交渉に基づく漁獲量	37,600	34,318	24,500	20,255	24,500	20,332	20,826	17,668	14,081	15,000	13,199	11,000	9,852	9,000	8,052
うち魚種別							11,444								
からふとます	22,240	20,461	14,410	10,894	14,304	11,229	11,295	8,913	9,935	8,936	7,099	6,366	6,198	5,588	
しろぎけ	9,700	8,963	6,307	6,040	6,413	6,124	4,086	3,668	3,410	2,925	2,500	2,284	1,838	1,631	
べにぎけ	2,950	2,551	1,914	1,797	1,914	1,628	949	692	744	663	600	547	439	398	
ぎんぎけ	1,910	1,763	1,243	1,046	1,243	955	954	555	588	447	501	410	343	285	
ますのすけ	800	580	626	478	626	396	384	253	323	228	300	245	182	150	
民間交渉に基づくロシア200海里操業															
沿岸漁獲量(日本)	-	165,741	-	146,512	-	140,326	-	151,812	-	173,651	-	211,260	-	196,159	
日本合計		200,059		166,767		160,658		165,893		186,850		221,112		204,211	

※1988年割当量は、上段4月30日合意、下段5月27日合意。
 ※1988年から1991年までのロシア水域の試験操業は含まない。

単位：トン

	1992年		1993年		1994年		1995年		1996年		1997年		1998年	
	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績
政府間交渉に基づく漁獲量	2,819	2,664	4,819	4,137	4,819	4,664	5,123	4,878	5,123	4,249	5,123	4,212	5,123	4,894
うち魚種別														
からふとます	2,729	2,578	4,618	3,944	4,418	4,331	4,722	4,530	4,707	3,891	4,697	3,857	4,710	4,498
しろぎけ	90	86	201	194	401	333	401	348	416	358	426	355	413	397
べにぎけ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ぎんぎけ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ますのすけ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民間交渉に基づくロシア200海里操業	20,780	20,583	22,000	21,855	19,200	18,983	28,530	28,317	22,180	22,043	26,250	25,535	17,732.6	16,619
べにぎけ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,000	2,645
沿岸漁獲量	-	153,321	-	204,106	-	216,248	-	248,380	-	292,309	-	247,537	-	197,950
日本合計		176,568		230,098		239,895		281,575		318,601		277,284		219,463

*ロシア200海里操業のべにぎけ枠の設定：1998年は1・2区、1999年は1区、2区、4区。

単位：トン

	1999年		2000年		2001年	
	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績
政府間交渉に基づく漁獲量	5,370	4,946	5,920	3,059	5,170	3,092
うち魚種別						
からふとます	4,960	4,555	5,500	2,738	4,710	2,844
しろぎけ	410	392	420	320	460	248
べにぎけ						
ぎんぎけ						
ますのすけ						
民間交渉に基づくロシア200海里操業	17,575	16,826	16,500	14,946	12,000	11,523
べにぎけ	2,362.5	2,657.0*	2,220	2,092	2,700	2,716
沿岸漁獲量	-					
日本合計						

*べにぎけ枠は商業船のみに設定されているため、商業船(1,941トン)と調査船(716トン)を合計した漁獲実績は割当量を上回る。

表II 2002年の漁業の分野における日本国とロシアとの間の科学技術協力計画

1 テーマ番号	2 協力区分毎のテーマ名称	実施者		5 実施時期	6 実施形式	7 協力方法
		ロシア側 3	日本国側 4			
1	北西太平洋における生物資源の調査	チンロセンター	水産総合研究センター	10～11月	調査結果に基づく意見及び資料交換並びに2003年の科学技術協力計画案の作成	日本国における双方の専門家会議。ロシア側専門家10名(通訳を含む)の参加。12日間。
1-1	海洋生活期におけるさけ・ますの生物学的資料の収集、系統群別の分布及び回遊の調査	チンロセンター	水産総合研究センター	4～11月	調査結果に関する報告	日本国側は北太平洋において自国の科学調査船によりさけ・ますの生態、分布に関する調査を実施する。
1-2	オホーツク海及び北太平洋におけるさけ・ます幼魚の資源状態	チンロセンター	水産総合研究センター・さけます資源管理センター	9～11月	オホーツク海及び北太平洋の日本国水域及びロシア水域におけるさけ・ます幼魚の調査	日本国側は自国の科学調査船1隻に2名のロシア側科学者(通訳を含む)を30日間受け入れる。
1-3	日本国水域を回遊するさけ・ますの生物学的調査	チンロセンター	水産総合研究センター・さけます資源管理センター	6～8月	日本国水域を回遊するさけ・ますの生物学的資料の収集及び意見交換	日本国側は自国の研究所及びさけ・ます資源管理センターに2名のロシア側科学者(通訳を含む)を8日間受け入れる。
1-4	ロシア水域を回遊するさけ・ますの生物学的調査	チンロセンター	水産総合研究センター・さけます資源管理センター	6～8月	ロシア水域を回遊するさけ・ますの生物学的資料の収集及び意見交換	ロシア側は自国の水産研究所及びぶ化場に2名の日本国側科学者(通訳を含む)を8日間受け入れる。
1-5	沿岸・沖合水域における適正漁獲技術の開発に関する調査	チンロセンター	水産総合研究センター	8～9月	沿岸・沖合水域における適正漁獲のためのトロールを含む漁具、漁法開発に関する意見交換	ロシア側は自国の研究所に3名の日本国側科学者(通訳を含む)を8日間受け入れる。
1-6	さんま、まさば、まいわし、かたくちいわし、いか及びすけとうだらの生態学及び数量動態	チンロセンター	水産総合研究センター	8～9月	さんま、まさば、まいわし、かたくちいわし、いか及びすけとうだらの生態学及び現存量に関する意見交換	ロシア側は自国の水産研究所に4名の日本国側科学者(通訳を含む)を5日間受け入れる。
1-7	北海道・千島列島の太平洋側におけるさんま、まさば、まいわし、かたくちいわし及びいかの分布、回遊及び数量動態	チンロセンター	水産総合研究センター	6～7月	千島・北海道水域の日本国水域及びロシア水域における調査資料	日本国側は自国の科学調査船1隻に2名のロシア側科学者(通訳を含む)を25日間受け入れる。
1-8	日本海におけるするめいかの生物学及び数量動態	チンロセンター	水産総合研究センター	6～7月	日本海の日本国水域及びロシア水域における調査資料	日本国側は自国の科学調査船1隻に2名のロシア側科学者(通訳を含む)を30日間受け入れる。
2	漁業に関する情報と資料の交換	チンロセンター	水産庁	定例会議の期間中	公表された資料と情報、生物・漁獲統計	双方はリスト及び議事録に示された期間に従って情報と資料を交換する。

- 注 1. 科学者及び専門家の滞在のための全ての費用は入国時点より受け入れ国が負担する。
 2. 科学調査船への受け入れ期間は航海日数、陸上打ち合わせ及び港までの移動日数を含む。
 3. テーマ番号1-2, 1-7, 1-8はロシア水域における調査許可の発給を条件として実施される。
 4. ロシア連邦排他的経済水域におけるさんま、いかの海洋生物資源調査及びそれらの生息環境の調査を実施する許可を有する科学調査船は追加的に設定されたチェックポイント(東-16, 東-17, 東-18, 東-19, 東-20, 東-21, 東-22)を通して、これらのチェックポイントが提出される申請書において事前に示されることを前提として、ロシア連邦の排他的経済水域への出入域を行うことができる。